

参 考 资 料

策定経緯

○第1回都市計画マスタープラン等改定委員会

日時：平成25年11月28日 18時30分～

場所：八雲町役場2階 第1・2会議室

内容：委嘱状交付

八雲町都市計画マスタープランの見直し主旨説明

都市計画道路の見直し主旨説明

用途地域の見直し主旨説明

都市計画道路改定部会・用途地域改定部会主旨説明



【第1回委員会】
委嘱状交付

○第2回都市計画マスタープラン等改定委員会

日時：平成26年1月29日 18時30分～

場所：八雲町役場2階 第1・2会議室

内容：改定委員及び各専門部会委員の変更説明

都市計画マスタープラン改定に関する都市計画制度等説明

専門部会の役割、委員会及び専門部会スケジュール説明

各専門部会の部会長・副部会長の選出



【第2回委員会】
都市計画制度等説明

○第1回都市計画道路専門部会

日時：平成26年2月17日 18時30分～

場所：八雲町役場3階 議員控室

内容：都市計画道路の見直し案検討

○第1回用途地域専門部会

日時：平成26年3月4日 18時30分～

場所：八雲町役場3階 議員控室

内容：用途地域の見直し案検討

○第3回都市計画マスタープラン等改定委員会

日時：平成26年6月3日 18時～

場所：八雲町役場2階 第1・2会議室

内容：都市計画道路変更手続き進捗報告

用途地域変更手続き進捗報告

都市計画マスタープラン変更案検討

○第4回都市計画マスタープラン等改定委員会

日時：平成27年2月12日 18時30分～

場所：八雲町役場3階 議員控室

内容：都市計画道路変更案報告

用途地域変更案報告

都市計画マスタープラン素案報告



【第4回委員会】
変更案等報告

用語の解説

◆あ行

オーバーパス：道路が鉄道と交差する時、道路が鉄道の上を通る立体交差のこと。踏切がないため、円滑な車の通行が可能となる。

◆か行

官公庁施設：国や地方公共団体がその業務遂行のために所有、管轄する施設のこと。役場、法務局、税務署等がある。

区画道路：都市における道路網の末端を構成するもので、補助幹線道路又は幹線道路と接続して個々の宅地への交通に対してサービスする道路。地区住民の日常生活のために利用されるもので、交通量も少ない。新しい住宅地整備においては、8mの幅員で整備されている道路が該当する。

高次都市機能：一市町村あるいは、複数市町村に1つ配置されるような機能。公民館等は町内に複数箇所設置されているが、役場や広域公園等はひとつの町に一つしかないため高次都市機能に位置づけられる。

コミュニティバス：従来の路線バスでは十分に対応しきれない部分において、地域の実情に合わせ住民の移動のしやすさを確保するために運行するバス。

◆さ行

菜園付き住宅：家庭菜園スペースが設けられた住宅。

シビックコア地区：シビック（都市の・市民の）＋コア（核・中心部）を意味し、国の機関を集約化した施設、地区のこと。町内に分散する官公庁施設を集約することにより、住民の利便性が高まる。

集合住宅：マンション、長屋など数戸の住宅が一緒になって一棟となっている住宅のこと。

生涯学習：一生涯かけて取り組める学習プログラム。一般の教育プログラムに対して、工芸、音楽、レクリエーション活動等がこれに該当するが多様なメニューが想定される。

職住近接型：働く場（職）と居住する場（住）が近くにある状態のこと。都心部では通勤に1-2時間かかるような世帯が多くみられるが、職住近接型では徒歩圏、または車で数分といった短い通勤時間である。

親水空間：川や水とふれあえるよう、休憩スペースや公園等が整備された空間のこと。

◆た行

定期借地権：平成4年に施行された借地借家法で新たに規定された借地権。存続期間が満了すると更新されない借地権を活用した住宅等の供給制度。この制度による定期借地権付き住宅は50年の期限付きで借地権が付与されており、期限到来時には更地で返還する義務を有する。

デマンド交通：利用者が電話などで乗車を予約し、乗り合いで利用する新しい公共交通の方式。（デマンド＝要望）

低・未利用地：都市的な土地利用がされていない（未利用地）または利用されていてもその利用割合が低い土地をいう。市街地は効率的な土地利用による各種施設の整備等を進める事が求められているが、低・未利用地が多く分布することにより、非効率的な土地利用形態となる。

都市計画道路：都市計画法により定められる道路（都市施設）のこと。

◆な行

ニーズ：需要という意味。居住ニーズといえば、住民が求めている住宅像という意味となる。

◆は行

バリアフリー：生活上のあらゆる障壁（バリア）を取り除く（フリー）のことをいい、住宅や設備、建築物や公共施設に限らず、生活用品等も含め生活全般において高齢者や障がい者の生活に配慮したもの、状況とすること。

補助幹線道路：道路網のなかで幹線道路を補う道路。補助幹線道路は、幹線道路と区画道路とを連絡し、住宅地内の骨格の役割を果たす。

◆ま行

モータリゼーション：道路整備が進み国民の所得増加により、自動車が日常生活の必需品として普及すること。

◆や行

優良田園住宅：都市の近郊や農村集落等良好な自然環境を有している地域に立地する戸建住宅。敷地面積、建ぺい率、容積率において国の定める基準に適合することが求められるが、優良田園住宅に指定されることにより、住宅金融支援機構からの融資や開発行為許可、農地転用手続き等を円滑に進めることができる。

ユニバーサルデザイン：高齢者や障がい者のみならずすべての人が使いやすい快適な環境をつくる考え方。道路・交通施設やまちづくり、工業製品等に考え方が用いられる。

◆ら行

ライフスタイル：衣食住等の生活様式から仕事への取り組み方、住まい方や社会とのかかわり方等を含めた、広い意味での「暮らし方」「生き方」をいう。